

令和5年度輪之内町低所得者緊急支援給付金支給要件確認書

基本給付と加算給付の合計額を表示しています。

所得者緊急支援給付金支給要件確認書について、令和5年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当する支給予定額をお知らせします。

令和6年6月30日までに、この確認書を返送して下さい。

支給方法 口座
支給日 確認書を受領した日から1か月以内
支給口座 ○○銀行▲▲支店 普通1234*** (ワウチ 知ウ)
支給額 200,000円
対象児童数 2人 (一郎、花子)

【1】支給口座には、過去の給付金等で支給したときの口座情報をあらかじめ記載しています。

- ・記載の口座への振込でよい方
→ 【2】と【3】を記入して終了
・別の口座への振込を希望する方
・支給口座が空欄となっている方
→ 【2】と【3】の記入のほか、下の受取口座欄を記入

世帯主の方が記入して下さい。

確認欄(以下の項目を確認し、確認後にチェック欄(□)にレを入れてください)

Table with 3 rows of checkboxes and text: ① 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。 ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。 ③ 対象児童は全員扶養しています。生計を別にしている児童は含まれていません。

※①から③の全てにチェックがある場合に限り、支給対象に該当し、給付金が受け取れます。

※租税特別措置等を受けている場合は、給付対象に該当せず、給付金を受け取れません。

【2】確認欄の①～③の内容をチェックし、チェック欄(□)にレを記入します。

住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。

また、意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※上記の回答期限までに返信がない場合及び返送した確認書に不備があり市区町村が定める期限までに必要な修正が行われない場合、市区町村は本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、右欄に×印をご記入ください。 【 私の世帯は給付金を受給しません □ 】

上記記入内容に相違ありません。

【3】世帯主氏名、確認日、連絡先電話番号を記入します。

Form fields for: 世帯主氏名 (輪之内 太郎), 確認日 (令和 6 年 4 月 ○○ 日), 連絡先電話番号 (0584-69-0000)

記載された口座が空欄の場合、ここから下は、上記に記載されている支給口座と別の口座への振込を希望される方、または支給口座が空欄の方のみが記入してください。(チェック欄(□)にレを記入します。)

□ ①世帯主(申請者)名義の公金受取口座への振込を希望します。(通帳等の写しは不要。ただし、マイナポータル等から公金受取口座を登録していることが必要です。)

□ ②下記の口座への振込を希望します。(通帳等の写しが必要。長期間入出金のない口座を記入しないでください)

【受取口座記入欄】※②を選択した場合、下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類を添付して下さい。

(注意) ②の□にレを記入し、口座欄に記入する方は、「本人確認書類のコピー」と「通帳のコピー」の提出が必要です。(裏面を確認してください)

Table for financial institution details: 1. 銀行, 2. 金庫, 3. 信組, 4. 信連, 5. 農協, 6. 漁協, 7. 信漁連, 本・支店, 本・支所, 出張所, 1普通, 2当座

Table for account details: ゆうちょ銀行, 通帳記号 (6桁目がある場合は※欄にご記入下さい), 通帳番号, 口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい

(注)金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、輪之内町役場福祉介護課(電話0584-69-3128)までお問い合わせください。

代理人が確認する場合は、裏面の代理確認(受給)に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人	フリガナ 代理人氏名	申請者との 関係	代理人生年月日	代理人住所
			大正・昭和・平成 年 月 日	
上記の者を代理人と認め、 緊急支援給付金の (確認・請求 受給 確認・請求及び受給) を委任します。 ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。			世帯主氏名	署名

振込先金融機関口座確認書類

(受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し)

表面の上の方に記載の口座以外の口座で②に記入した口座への振込を希望される場合は、記入した振込を希望する口座の確認書類を提出して下さい。

※ 表面の上の方に記載の口座、①公金受取口座または②現に使用している口座への振込を希望される場合は不要

本人(代理人)確認書類

※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し(いずれか1つ)

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

表面の上の方に記載の口座以外の口座への振込を希望される場合

又は 代理人が確認(受給)する場合 には提出して下さい

公金受取口座
未登録の方

マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に公金受取口座を登録いただけます。登録は給付金の支給要件ではありません。

「公金受取口座」の概要及び登録はこちら



(公金受取口座制度とは)

国民の皆さまが給付金等の受取のための口座をデジタル庁に登録いただく制度です。今後の各種の申請において、申請書への口座情報の記載や通帳の写しの添付等が不要になります。